

和歌山県立医科大学附属病院医療情報システムへの診療機器等の接続にかかる事前
協議要領

制 定 令和5年8月29日

最終改正 令和8年7月27日

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県立医科大学附属病院医療情報システム運用管理規程（平成17年1月27日和医大規程第135号。以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、診療機器又は研究機器（以下「診療機器等」という。）の接続に係る事前協議に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領による用語の意義は、この要領に定めるもののほか規程に定めるところによるものとする。

(事前協議)

第3条 大学教員及び附属病院の職員で医療業務に従事する者（以下「申請者」という。）は、医療情報システムに新たに診療機器等を接続しようとするとき、又は既に接続している診療機器等と入れ替え、若しくは追加しようとするときは、医療情報システム接続申請書（別記第1号様式）により医療情報部長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請に関し医療情報部長から要求があったときは、必要な資料を提出しなければならない。

3 申請者は、別紙の医療情報システム及びネットワーク接続に関する遵守事項を遵守しなければならない。

4 医療情報部長は、第1項の申請について、次の各号に定める判断を行い、当該申請者あて通知しなければならない。

(1) 支障なく導入可能であると判断したもの 許可

(2) 導入に支障があると判断したもの 不許可

5 医療情報部長は、前項第2号又は前号の判断をした申請について、その理由を付記するものとする。

(作業届)

第4条 第3条の規定により接続を許可された申請者は、その診療機器等を接続するときは、接続作業を行う事業者から作業ごとに医療情報部長あて医療情報システム接続作業届（別記第2号様式）を提出させなければならない。

2 事業者は、前項の届に関し医療情報部長から要求があったときは、必要な資料を提出しなければならない。

(誓約書)

第5条 事業者はリモート保守又はクラウドの利用等で外部のネットワークと接続する必要がある場合は、誓約書（別記第3号様式）医療情報部長あてに提出しなければならない。

(作業完了報告)

第6条 事業者は、第5条の作業が終了したときは、医療情報部長あて作業完了を報告しなければならない。

附 則

この要領は、令和5年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月27日から施行する。

受付番号	
------	--

令和 年 月 日

医療情報部長 様

医療情報システム及びネットワーク接続申請書

申請者	所 属	
	氏 名	
	連絡先	

区 分	1.新規設置	2.既存機器と入替	3.増 設
購入予定機器	メーカー名		型 番
	名 称		
見積業者	業者名		担当者名
	連絡先	TEL :	E-mail :
設置事業者	業者名		担当者名
	連絡先	TEL :	E-mail :
利用目的	1.研 究	2.診 療	3.教 育
接続希望システム	1.電子カルテ		
	2.PACS (7.DICOMStorage イ.Q/R)		
	3.Claio (7.DICOMStorage イ.JPEG ウ.MP4)		
	4.その他 ()		
USBメモリ	1.診療科 中央部門	7.使用する 用途 ()	
		イ.使用しない	
	2.業 者	7.使用する 用途 ()	
		イ.使用しない	
機器の制御OS (*9)	1.Windows11 (バージョン :)		
	2.Linux		
	3.サーバOS ()		
	4.その他 ()		
院内LAN接続	1.有線LAN	7.新規IPアドレス発行希望	
		イ.既存IPアドレス引継ぎ希望	
	2.無線LAN		
	3.NW接続無		
4.その他 ()			
リモート保守回線	1.使用する	通信形態	7.インターネットVPN イ.IP-VPN ウ.閉域網
	2.使用しない		イ.その他 ()
クラウドサービス (*10)	1.利用する ※クラウド上で取り扱う情報 ()		
	2.利用しない		

ウイルス 対策ソフト	病院提供のウイルス対策ソフトのインストール	1.可	2.不可
	不可の理由 *必ず記載してください。		
	()		
	不可の場合の代替案 *必ず記載してください。また、詳細が分かる資料を添付してください。		
()			
設置予定場所		購入予定時期	令和 年 月
備考欄			

医療情報部使用欄					
接続の可否	許 可 ・ 不許可		月 日	部長名	(自署又は記名押印)
	不許可の理由				

■留意事項

※この申請書は、購入予定の機器について事業者に見積書の提出を依頼する前に提出すること。

- 1.医療情報部にて各部署または事業者にてヒアリングを行います。
- 2.新規及び増設でClario接続希望の場合は別途専用端末が必要となる場合があります。
- 3.いずれのシステムとも接続する場合はルーター設置が必要となる場合があります。
- 4.接続場所によってはLAN工事が必要な場合があります。
- 5.機器購入の際は、機器と接続費用の合算の金額にて要求してください。
- 6.システム接続にあたりIFの開発が必要な場合は、相当の期間を要することがありますのでご注意ください。
- 7.通常業務で使用しないUSBポートは物理的にロックし、メンテナンス等必要時のみ解放し使用する運用です。
- 8.別紙の医療情報システム及びネットワーク接続に関する遵守事項」に従ってください。
- * 9.構成図や機器一覧といった機器の構成が分かる資料を添付すること。
- * 10.クラウドサービスを利用する場合は見積業者にて詳細を別途ヒアリングします。

医療情報システム及びネットワーク接続に関する遵守事項

和歌山県立医科大学附属病院医療情報部長

当院での医療情報システム及びネットワーク接続について安全性を確保するための規則を示します。

1. 診療機器・制御端末・サーバ等

- Windows OS で当院指定のウィルス対策ソフトをインストールできない場合はホワイトリスト型のセキュリティ対策等の対応をすること。
- サーバを導入する場合はサーバライセンスのウィルス対策ソフトを用意すること。
- 独自で導入したウィルス対策ソフトについても常に最新の定義ファイルに更新すること。
- OS の特権ユーザー (administrator または root) のパスワードを初期設定から変更及び無効化した上で、必要最低限の権限を付与した管理者ユーザーを作成し、運用すること。
- サーバの設置場所は、要望部署にて確保すること。医療情報システムのサーバ室に設置は不可。
- 時刻同期は医療情報システムのタイムサーバに接続すること。
- NAS を設置する時は共有フォルダにアクセス権限の設定し、必要なユーザーのみ利用可能とすること。

2. 有線 LAN 接続

- 当院がセキュリティ上必要と判断した場合、ルーターまたはファイアウォールを設置すること。
- 機器導入等に伴い新たな LAN 配線が必要な場合、当部の指示の下で LAN 配線工事を行うこと。
- 使用する LAN ケーブルは当院指定の規格にすること。(カテゴリ:5e 以上、色:オレンジなど)
- ネットワーク機器には販売店名、メーカー名、医療機器名や導入年度などを貼付し管理者が判別できるようにすること。
- LAN ケーブルの配線は整理整頓し、接続先と接続元が判別しやすいようにタグ付けをすること。

3. 無線 LAN 接続

- Wi-fi は 5GHz の周波帯を使用すること。2.4GHz 帯は使用不可としている。
- 使用する機器類には、当院が発行する電子証明書をインストールすること。
- ユーザーが Wi-fi 設定を変更できないように、Wi-fi 設定機能を非表示にすること。

4. リモートメンテナンス

- リモートメンテナンス用のネットワーク回線の調達は代理店、保守業者または要望部署が行うこと。
- 外部ネットワークとの接続点にはファイアウォール、もしくは UTM 機能を有するルーターを設置すること。
- ファイアウォールまたは UTM 機能付きルーターで通信を許可する IP アドレスやプロトコルを制限すること。
- リモートデスクトップ機能を使用する場合は、デフォルトのポート番号から変更すること。
- リモートメンテナンス回線機器やルーター、端末等はメーカー名、医療機器名、導入年度などのラベルを貼付し管理者が判別できるようにすること。

6. その他

- 医療情報システムネットワークへの負荷が高いと判断される場合は、接続を不許可とする。
- 医療機器と電子カルテシステム端末との接続経路が CLAI0 の画像キャプチャーボックスのみの場合は、撮影する医療機器側にウィルス対策ソフトのインストールを必須としない。

(別記第2号様式)

医療情報システム接続作業届

作業予定日の1週間前迄に提出

令和 年 月 日

医療情報部長 様
(経理課情報管理班 受付)

届出部署 (会社)

責任者名 (自署)

電話番号

携帯番号

次の内容の通り、接続作業を行いますので届出を致します。

作業日時	自 年 月 日 () 時 分	日間
	至 年 月 日 () 時 分	
作業場所	建 物 名 階 部屋名:	
医大担当者	部 署 名 職: 氏名:	
作業会社	会 社 名	
	所 在 地	
	作業責任者 (携帯)	会社電話 作業人員 名
接続許可	受付番号: 許可日: (接続申請し許可を得た上で、許可書の写しを添付のこと)	
作業内容	詳細に記入のこと (工程表、ネットワーク構成図、設置機器一覧等添付) ※提出資料に不明点等あれば問い合わせします。	
接続機器	メーカー名: 型 番: 名 称:	
ウイルス対策	有・無	方法
IP使用	有・無	アドレス
ルータ設置	有・無	
USB使用	有・無	※作業時のUSB使用について 使用する場合はウイルスチェック必須
接続システム	1.HIS 2.PACS 3.Claio 4.その他 ()	
テスト機持込	有・無	※テスト機持込の場合はウイルスチェック必須
備考		

医療情報部	
部 長	次 長

※ 注意事項

- この「接続作業届」は必ず作業予定日の1週間前迄に提出すること。(未提出の場合は作業できません)
- 工事を伴う作業は、施設管理課への館内作業届も別途提出すること。
- 作業終了後には、作業報告書(様式問わず)を提出すること。

20 年 月 日

和歌山県立医科大学附属病院
医療情報部長 様

会社名
部署名
役 職
氏 名 印

誓 約 書

私は、医療情報システムリモートメンテナンス作業の実施及びクラウドサービスを利用するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 私は、貴院から「リモートメンテナンス作業及びクラウドサービス利用における遵守事項」（以下「遵守事項」という）を示され、その内容を熟読し、理解しました。
2. 私は、業務を遂行するにあたり、「遵守事項」に記載されている事項を遵守するとともに、貴院から個別に指示された事項に従います。
3. 私は、業務遂行中に知り得た貴院の情報を、業務遂行中のみならずその業務終了後も第三者に一切開示または漏洩せず、かつ当該業務以外のために一切利用いたしません。
4. 「製造業者／サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS／SDS）」を提出します。

以上

「リモートメンテナンス作業及びクラウドサービス利用における遵守事項」

1. リモートメンテナンスを実施する端末の条件

- (ア) リモートメンテナンスを実施する端末機器については、ウィルス対策をインストールし、セキュリティパッチ適用等セキュリティ対策が施されていること
- (イ) 使用に際しては、個人認証を行い、特定の担当者のみが操作できるよう対策を施すこと
- (ウ) リモートメンテナンス端末の使用については使用履歴を残すこと
- (エ) その他のネットワークに同時に接続されていないこと

2. クラウドサービスを利用する端末の条件

- (ア) クラウドサービスを利用する端末機器については、ウィルス対策ソフトをインストールし、セキュリティパッチ適用等セキュリティ対策が施されていること
- (イ) 使用に際しては、個人認証を行い、特定の担当者のみが操作できるよう対策を施すこと
- (ウ) その他のネットワークに同時に接続する際には適切なアクセス管理を行うこと

3. 設置場所の条件

- (ア) リモートメンテナンス端末の設置環境については、予め許可された者のみが入室できるようセキュリティを施した場所に設置すること
- (イ) クラウドサービスを利用する端末については、病院が指定する場所に設置すること

4. 通信回線の条件

- (ア) リモートメンテナンス及びクラウドサービスを利用する際の回線は、外部などから盗聴の危険性などに対してのセキュリティを確保している回線を用いることとするが、可能であれば専用回線が望ましい

5. パスワードの管理

- (ア) パスワードは厳重に管理し、漏えいしないように十分な配慮を行うこと
- (イ) パスワードは数字・英大小文字・記号を含む文字列を使用した 13 文字以上のランダムな設定をし、パスワード管理の安全性などが担保されているシステムを用いること。

6. 作業報告

- (ア) リモートメンテナンス作業後は、下記の項目について電子メール等で速やかに報告すること
- (イ) 作業日時：接続開始、接続終了
- (ウ) 作業者：所属、氏名・作業内容
- (エ) 作業結果

7. 目的外のアクセスの禁止

- (ア) メンテナンスや診療に関すること以外の目的で、みだりに病院の情報システムへのアクセスを行わないこと
- (イ) 病院の情報システムへアクセスした場合には、アクセスした日時、担当者、理由等を報告すること

8. その他

- (ア) 「JAHIS リモートサービス セキュリティガイドライン」に準拠すること
- (イ) 製造業者／サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS／SDS）」を提出すること
- (ウ) 「3 省 2 ガイドライン」である厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、経済産業省および総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を遵守すること
- (エ) 年に1回、クラウドサービスの稼働報告をすること
- (オ) 年に1回、リモートメンテナンス及びクラウドサービスを利用する際のルーター及びファイアウォールのファームウェアをアップデートすること
- (カ) リモートメンテナンス及びクラウドサービスの障害やセキュリティ上の脅威（コンピューターウイルス等の感染・不正アクセス・ハッキング・クラッキングなど）を起因とし病院の情報システムに障害等が発生して和歌山県立医科大学附属病院が損害を被ったときは原因の究明及び損害の公平な分担とその他問題解決に向けて誠実に協議すること